

資料 1

○熱海市総合計画条例

令和元年 6 月 28 日

条例第 20 号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の定義、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、熱海市（以下「市」という。）のまちづくりの方向性を明確にし、必要な諸施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来都市像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の方向及び体系を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定及び変更については、総合計画との整合性を図るものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、熱海市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経た後、基本構想を策定し、又は変更しようとすることは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会の設置)

第7条 第4条の規定による諮問に応じ、調査審議を行うため、審議会を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役員又は職員
- (2) 学識経験者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(審議会の部会)

第11条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をこれに充てる。

- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熱海市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 熱海市総合計画審議会条例（昭和50年熱海市条例第19号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行後及び委員の任期の満了後最初に招集される会議は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまで市長がその議長となる。